

シリーズ太平洋戦争開戦80周年 座談会  
「太平洋戦争とアーカイブズ」  
(防衛研究所の研究者による座談会第7弾、2022年11月24日)

防衛研究所は、昨年12月に「太平洋戦争を語る」と題して実施した太平洋戦争開戦80周年座談会をシリーズ化し、11月22日に実施した第6回座談会に引き続き、第7回座談会を実施しました。

今回の座談会では、菅野直樹史料室長(戦史研究センター史料室)、庄司潤一郎主任研究官(戦史研究センター戦史研究室)、齋藤達志所員(戦史研究センター史料室、2等陸佐)及び山口昌也研究員(戦史研究センター史料室)が、「太平洋戦争とアーカイブズ」というテーマで、それぞれの専門の視点から語り合いました。



(会議卓左から、菅野室長、庄司主研、齋藤所員、山口研究員)

【庄司】



それでは、第7回太平洋戦争開戦80周年座談会を始めます。

これまでは、どちらかというと歴史的な議論だったんですけども、今回はやや異なった視点の「太平洋戦争とアーカイブズ」をテーマに議論していきたいと思います。

それでは、最初に、菅野室長から口火を切ってください。

## 【菅野】

アーカイブズの分野の近年の知見から考えますと、アーカイブズというのは、やはり、いずれかの時点でその文書を選別してそれを公開するという、そういうことが制度の中に織り込まれているのがアーカイブズなんですね。

そのアーカイブズということに至らない段階の、原局原課での文書の管理とか保管というのは、これは「レコードマネジメント」と言われている分野です。

こうした公開の有無という観点からの区分は、大事なことかなと思います。



## 【齋藤】

私は、「太平洋戦争とアーカイブズ」ということで、特に陸軍の戦時に作成する文書の管理、記録、保存について、少し話をさせてもらいたいと思います。

防衛研究所の史料室には、明治 10 年の西南戦争時の戦闘詳報が所蔵されております。

もうすでに、この時からこういったものは残すようになっていたと推測されます。軍事行動中に作成して上級司令部へ報告通報する文書、つまり命令ですとか、戦闘詳報、陣中日誌などを残すという根拠は、明治 22 年の「野外要務令草案」で確認できます。これによって、戦時、陣中における文書業務が陸軍の中で明確に示されました。海軍も同様だと思います。



また、明治 26 年には、「高等司令部勤務令」で「機密作戦日誌」の作成を義務付けました。「機密作戦日誌」とは、今後の作戦指導と戦史編さんのために、作戦についての機密的事項を記録したもので、陸軍では師団以上の参謀部、海軍では大本営の各部と高級指揮官が作成しました。これを最終的には参謀本部、軍令部がまとめて、陸軍文庫に収

納しました。当時は、陸軍文庫が軍の文書管理の役割を担っていたということです。軍にはこういう記録を残すという、文書管理的な発想が既にあったということが裏付けられます。

また、日露戦争後は、陸軍大臣寺内正毅が、戦時に作成した文書は、戦史編さん及び戦役統計上、極めて重要であるということで、文書の保管を厳命します。そして、明治 43 年には、これら戦役に関する書類が、文書管理上の「永久保存」として定められます。これは、陸軍の文書収蔵庫に収納されて永久保存されるということになります。

次は、太平洋戦争の話です。最初の頃は作戦も順調に進展しましたが、後半、戦局が極度に悪化する昭和 19 年頃になると、秘密文書が敵に鹵獲されるというような状況が頻発します。こういった極限状況下で秘密書類を敵に使用されないために破棄させるということが必要になってきます。

戦時は、こういった文書管理の考えとは真逆のことが要求されるという、平常の公文書管理の枠には当てはまらない、状況が生起するということがありました。

このため、戦闘の極限状態における秘密書類の処分に関する文書が次々と発簡されます。例えば、破棄するには時間のかかる焼却に代えて、破碎機でも可とすとか、現場の文書の取扱者の状況判断に委ねるところが多くなってきます。逆に、空襲等に伴う機密書類の焼失事故のようなものに関して、不要の書類の整理、必要書類の確保処置を図るよう、注意喚起を目的とした文書も発簡されます。

こうして文書管理は敵に鹵獲されないようにするため、また敵の攻撃から保護するため、戦況に応じて改訂されていきます。

昭和 20 年 8 月 14 日に、日本政府は、閣議でポツダム宣言の受諾を決定しますが、一緒に、重要機密文書の焼却を決定します。これに基づき陸海軍は、それぞれ部隊、官衙、学校等に対し、機密文書の焼却を指令します。参謀本部、陸軍省などが存在したここ市ヶ谷台上は、8 月 14 日の午後ぐらゐから 16 日頃まで、機密文書焼却の煙が昇り続けたと言われています。

一方、陸軍の永久保存の陸軍文庫に保存されてた公文書、例えば、「大日記」ですとか、海軍省の「公文備考」、共通の「戦闘詳報」などは、空襲の被害を避けるために、陸軍は東京郊外の陸軍省の地下倉庫に、海軍は東京帝国大学附属図書館、それと山梨県の海軍省韮崎分室に疎開するようになります。こうした関係者の判断により多くの文書が残ることとなりました。

これらの公文書類は、戦後、GHQ に接収、アメリカに送られますが、結局、昭和 33 年頃から日本に返還されます。その他、多くの重要文書が、関係者の判断で焼却を逃れます。また、多くの戦場で敗北・玉砕したため、部隊の戦闘詳報や陣中日誌なども大半は処分されましたが、連合軍が現地で押収したのも相当残りました。

終戦時に焼却したという、残念なことはありますけれども、現在でも多くの陸海軍史料が残存していることは、陸軍の徹底した、今で言う公文書管理の職務体制と、必要なものは今後の職務参考のため残すという、文書管理を意識した基本・根本的な考え方があった結果で、このおかげで今の戦史研究センターの史料室があると考えます。

## 【庄司】

文書の保存を義務付けたというのはわかるのですが、その場合、当然のことながら、平時の文書と戦時の文書は、やはりかなり異質だと思います。

戦時において保存を義務付けた場合の目的・取り扱いと、平時との違いというのは、明確に規定されたのでしょうか。

**【齋藤】**

やはり戦時保存を義務付ける目的は、戦史編さんと、その後の作戦、統計資料に資すると、大きくはこの三本柱ではないかと思います。

あと、平時との区分ということですが、平時については、秘密区分 3 段階、3 年、10 年、永久保存と区分しまして、特に必要ないものは、3 年で破棄するとか、大体今の公文書管理と同様に取り扱っています。戦時は軍本来の存在意義であるため、後世使うだろうと思われるもの、組織の統治情報など、永久保存にするという姿勢、また敵の鹵獲に対する処置というのも異質かと思います。

**【庄司】**

さきほど、戦地で押収される恐れがある場合といった指摘がありましたが、そういう場合についての取扱基準のようなものはなかったのでしょうか。

すなわち、戦闘に負けて退却・敗走する時に、文書はどのようにすべきかといった規定はあったのでしょうか。

**【齋藤】**

「陸軍秘密取扱規則・細則」の中に、危急の際の非常処置、「敵手に委ねざる」規則がありました。また、太平洋戦争において戦局が悪化した段階で、その都度、陸軍の通牒などを出して対応していました。具体的には、焼却するのは時間がかかりますので、爆破、破砕なども可とするというものでした。

**【菅野】**

私は、今、齋藤所員が述べられたことは、先ほどの話と関連付けるなら、どちらかというと、「レコードマネジメント」ということなんだろうと思います。

その上で、我が国が、これはもう、旧陸海軍という枠を超えて、日本の官庁、それから、官民含めての話になるんですけれども、日本が、その記録とか史料文書の公開に足を踏み入れたのは、やはりこの敗戦という契機が決定的だったと思います。

それで、敗戦後、特にこの市ヶ谷においては、市ヶ谷記念館でご承知のように極東国際軍事裁判が開かれたわけですが、あそこで、旧日本軍の史料のみならず「木戸日記」もそうですが、徹底的に日本の戦争に至るプロセス、戦時中のことが、勝者の目を通してではありますけれども、その史料というものを介して、初めて縷々明らかにされた。この衝撃が、何よりも大きかったと思います。

そうした勝者の目から、勝者の偏見というものはもちろんあったと思うんですけども、否応なく、その史料というものの貴重さ、公にされることの意義を、敗戦国日本の一般国民の目に焼きつけたと、これは衝撃的だったと思います。

その記憶から始まって、その日本の史料の公開が始まったというのは、これは日本にとって、必ずしも幸運なことではなかったと思います。

例えば、アメリカとかイギリスならば、自分の国の主権者である国民が、その自分の政府の足跡を明らかにしたくて、政府に史料の公開を要求して、史料を見せろということで始まっていったのが、我が国の場合は全く違うところから、史料の公開が始まらざるを得なかった。

幸か不幸か、そういうことがあったので、それを引き受けてこのようにやっているという、そういう流れが我が国の場合は大事だなというふうに思ってます。

#### 【齋藤】

今のお話ですけども、確かに、公開まで含めたアーカイブズ的な思想というのは戦後できたと思うんですけども、大きな欠点があったと思います。アメリカは文書を保存・管理する国立文書館があって、そのもとで文書を記録保存公開しているということです。

そのようなシステムがないまま、日本はアメリカ式を取り入れたということで、結局、行き場のない記録が処分されたとか、問題点もあるのです。

国立公文書館が日本でできたのは、昭和 46 年、その間の空白の期間が大きな問題だと思います。

#### 【庄司】

次に終戦時の焼却についてです。旧軍は、あのような形で敗戦するということは、おそらくは想定してなかったと思うんです。

同様にドイツも敗北したときに、やはり焼却命令が出されました。実際の焼却の度合いは、ナチスとの関係によって軍種によって異なっていました。

ただ、いずれにして戦争に負けたときに、それは、当然、緊急事態というか、それは東西問わず、種々の対応がなされてきました。日本の場合の特色、また一部の文書が残った経緯はどのようなものだったのでしょうか。

#### 【齋藤】

先ほど申しましたけれども、組織として文書を疎開したり、個人で自宅の物置に置いて隠したりしていたのですが、やはり残すという重要性を認識していたのではないかと思います。

**【庄司】**

具体的に、どのような理由から後世に残そうとしたのでしょうか。

**【齋藤】**

終戦(敗戦)時の文書をどうするかなどは前例がないわけですから、相当困惑したと思います。事実から推測すると、戦争犯罪の史料とされるようなものは焼却に努めましたが、戦後必要と思われるもの、それぞれの役職によって異なりますが、例えば、組織統治に関するもの、兵籍簿、功績、各種名簿などは積極的に残したと思います。

**【庄司】**

今から考えて、歴史上初めて日本が敗戦を迎えるという状況に直面して、文書の取り扱いには様々な混乱や逡巡があったと思います。

**【菅野】**

敗戦ということを大きな契機として見る見方もあるんでしょうけれども、日本の、もう明治或いはもっとそれ以前からになるかもしれませんが、割と日本の地位のある方の、文書の扱い方として、仕事を家に持って帰るという傾向があったように思います。

例えば、国立国会図書館に憲政資料室がありますけれども、ご承知のとおり、あそこで色々な文書がたくさん、今でも残っていますが、割と昔の方、高位顯官の方、役所でももちろん仕事するんだけど、何かその役所で処理しきれなかったことをおうちで持って帰って仕事をするということがあったのでは。

それで、色々な史料が、本来、公の文書として、例えば、伊藤博文でも、誰かもっと昔の人でもいいんですけれども、お役所に残ってなきゃいけないものが何でお宅に残っていたかという、やはりその仕事をある程度持って帰るという、そういうやり方があったからではないかと思います。

そういうふうに考えると、終戦の時の文書の残り方というのを、もちろんアメリカに接収されたくないとか、みすみす燃やしたくないとか、そういうこともあったんですけども、何かそういうこと以前に、ある程度、家に持っているもの、家にあるものだという、そういう事情も、ある意味幸いしたんじゃないかなと思うことがあります。

**【齋藤】**

あと、組織的に郊外に疎開した文書ですが、当時はまだ終戦を考えずにそのまま戦闘を継続する、つまり本土決戦を考えていたと思いますので、その時にまた使う目的があったのかもしれないと思います。

### 【庄司】

加えて、日本の場合幸運だったのは、本土が戦場にならなかったことです。ただ、ドイツの場合、激しい戦闘の末、ベルリンは陥落したにもかかわらず、文書の一部は残りました。果たして、もし、日本が本土決戦を行っていたら、どのようになっていたかと考えてしまいます。

いずれにしても、かなりの文書が焼却されたけれども、残ったものの多くは米軍が接收していったわけです。その後、戦史室の方々が、戦史を編さんするという形で史料を集め始めて、それに加えて、米軍から接收文書が返還されて、現在至っています。

また、日本においてアーカイブズが定着していったのは、国立公文書館が開館した昭和46年以降ではないでしょうか。

それ以前から、戦史の編さんが始まって、その時の史料の収集というのは、戦史編さんに役立つために史料を寄贈してくださいと言ったわけですね。目的は極めて限定的でした。

それが、そういうアーカイブズの流れの中で、公開という段階になったわけです。その際、提供者、もしくはご遺族に、公開することについて改めて確認したと思います。

### 【菅野】

公開をめぐる、どうしても色々な史料をみたいという閲覧者の方が、研究者と言ってもいいかもしれませんが、居られる。それと、その一方で、その史料を作成した方、ご遺族の、例えば、奥様だったり、お子さんだったり、お孫さんだったり、甥っ子さんだったり、双方の関係がなかなかこう、うまく結びつかないところがあると思うんです。

それで、逆に、そのような関係が可能性としてあるからこそ、公の保管する場が必要なんじゃないかという言い方もできると思います。

もし、防衛研究所の史料室のような場がなくて、例えば、マスメディアの場等で、これが直に史料があらわにされた時に、やはり遺族としては、一体どんな配慮があって、どんな検討をして、こういった扱いをされるのかということになると思うんです。

そこに、そのやっぱり公の存在があることによって、幾らか衝撃を和らげて、そして、このような経緯でこうしたやり方で扱っているんですということ、見たい側も、それから、持ってもらいたい側も、双方が、完全に満足とは言えないまでも、何とか納得できるような妥協点に落ち着かせやすいという場の効果があるのではないかと思います。

### 【庄司】

文書は、公的な機関が適切に保存・管理して閲覧に供することが最も望ましいと思います。一方、ご遺族のなかには、経済的なものを含め種々の理由から、文書や図書を古書店などに売ってしまう方もおられると思います。その結果、散逸してしまうわけです。

次に、山口さんどうぞ。若い方の視点から考えているところをお聞かせください。

【山口】

実際、私が史料を寄贈された方とのやりとりで実感していることを申し上げます。こういったご遺族の方から、古本屋に売ってしまうよりは、公的機関が信用できる、と聞くことがあります。その上で、利用される目的が調査研究と基本的に決められており、史料が管理され、公開されている施設に寄贈したいと言っておられる方が少なからずいらっしゃいます。ご遺族の方は、何らかの思い入れがあるため、自分たちでシュレッターにかけたり、燃やしたりすることができず、結局持っておくこともできない。さてどうするかというときに、売ってしまえばお金が得られるかもしれないけれども、どのように使われるかわからないのも心配である。そうした場合よりは、こういう史料室のような公的機関で、公開も含めてですけれども、管理してもらえれば嬉しいという例が少なからずあるのが現状です。

【庄司】

次に、史料のデジタル化についてはいかがでしょうか。

【山口】

公開と保存との関係について議論されておりましたけれども、今、史料室では、デジタル化、カラーデジタル化ということで進めておりますけれども、アーカイブズは、齋藤所員が先ほどおっしゃったように基本機能として公開と保存というのがありますけれども、実はこれは矛盾する行為ともいえるもので、アーカイブズにとってはジレンマです。



どうしても閲覧に原本史料が閲覧室で供される度に、史料が外気に触れるわけですから、劣化速度が早まって、手袋をしたとしても、今度は、そのめくる度にページが、結構酸化して劣化してるわけで、切れたりとか、手袋をしない場合は当然、手の油がどうしてもついたりとかいうことがあるので、汚損のリスクはどうしても伴っているということなんです。

けれども、やはり保存のみではなく、公開前提にしなければ、アーカイブズとは基本的には言えないということがございますけれども、こういうジレンマも克服する上で、デジタル公開というのは、重要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

もちろん、アジア歴史資料センターや防衛研究所のホームページでも、既にデジタ

ル化された史料の公開というものが進んでおりますけれども、そういったデジタルだけでは、よくわからないという部分は多々あると思いますので、閲覧室で実際に原本史料を是非ご覧いただきたいというふうに考えております。

しかし、太平洋戦争開戦から 80 年以上が経過して、90 年 100 年と、これから更に月日が時の経過とともに、そのうち、和紙を使っていた明治期の史料よりも、酸性紙を多く使っていた太平洋戦争に直接関係する史料というのは、もう今の段階ですら、かなり劣化しているので、今後保存の観点から、原本史料の公開というのは困難になる時期に、いずれ差し掛かるのではないかなというふうに思います。そのような意味でも、デジタル公開は着実に進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

#### 【庄司】

まさに山口研究員がジレンマと指摘されたように、このデジタル公開の長短というか、原本史料とデジタル史料の相違、調査研究するに於ける原本史料の意義についてご意見ございますか。

#### 【菅野】

デジタル化ということと言いますと、ある時期まで一旦マイクロフィルムにとっていたものをデジタル化して公開ということがあって、実は、その際どうしても、色が白黒モノクロなんです。

モノクロの史料画像というのは、例えば、原本で見れば、朱で赤く書いているものも、画像で見ますと、黒く映ってるんですね。

原本を見てわかるニュアンスみたいなものが、そういったモノクロのデジタルでは分からないという問題があって、カラーデジタル化を推し進めていきますと、そういった問題はかなり緩和されてくると思います。

それから、カラーデジタル化ということでは、今、山口研究員がお話しましたが、特に戦時中の傷みの激しいもの、或いはこれからも傷んでいくであろうものを、きちんとある程度ある時期にカラーデジタル化しておいて、それで、2022 年の時点ではこのぐらいの状況でございました。これは見てくださいと示す必要がありますね。

原本はもう 2040 年、2050 年になれば傷んで、チリチリバラバラになってるかもしれませんが、間違いなく 2022 年の時点でこういう状況でございましたと、これを見てくださということ。

この公的なアーカイブズである、私どもがきちんと、例えば、私どものホームページ上で公開することで、色々な便益を供与することができるんじゃないかと思っております。



**【齋藤】**

今言ったように原本史料については、白黒デジタルだとわかりづらいところがあるという問題点があると思います。最近、各公文書館は、カラーデジタルが主流になってきてますので、まず、これからそういう問題は解決されると考えております。

ただ、デジタル化というのは、問題としてお金と作業体力が必要になってきますので、これらを考えると、もちろん全部デジタル化できるのが望ましいのですが、デジタル化するものと原本のままにするものという、区切りが非常に難しいと思います。

我々の史料室が所蔵する史料は、70年以上も前のものですので、山口研究員が言われたようなことは尤もだと思うんですけども、例えば、一般の公文書館でいくと、現用から特定歴史公文書に移ったもので、まだ新品に近いものもありますので、それまで全部やるのかやらないのか、どこからデジタル化を図るのか、その辺が問題として残るのではと思っています。

**【庄司】**

今、話されたように、カラーデジタル化が進み、精度も向上していくと、原本と全く相違ないようなものになります。

戦史研究センターの場合、特にその問題は大きいと言えます。例えば、外交史料館は、外交文書の公開を受けて、順次文書が増えていきます。

ですから、デジタル化と原本の公開の両立が可能かと思いますが、戦史研究センターの場合は、旧軍の史料に限定されています。したがって、計画どおりデジタル化を実施していくと、ある時、原本として公開する史料がなくなってしまう可能性があります。



**【齋藤】**

本の話でも同じだと思うんですけども、実際、手に取る本と、デジタル化、Kindle版というのでしょうか、どちらがいいのかということで色々議論されていますが、やっぱり、原書の本は残るということですので、答えは出ないかもしれませんが、現在の状態が続くというふうに考えております。

### 【菅野】

今おっしゃったご関心について、ゆくゆくはやっぱり、そういう問題が出てくると思います。

それで、ある時点で私どもが一体こういう組織のありようのままで存続できるのかと、そういうことが問われる時代はくると思います。

その時に今、私どもが、その時点でどういう情勢かによると思うんですけども、より広い意味で、例えば、文書の公開とか、保存とか、そうしたことがより史料にとって良い形であるように、私どもも、私どもの後輩の人たちもですね、考えを深めて、そういった見地に立って、その時点で最善の、より良いあり方に軸足を移していけばいいんじゃないかと思いますね。

### 【庄司】

戦史研究センターの特徴は、調査研究、教育、そして、史料の三位一体です。国立公文書館や外交史料館は純粋な史料館です。ですから、センターが史料を所蔵しているのは史料館(文書館)としての機能もあるけど、一方、国で唯一の戦史研究機関として、戦史研究や自衛隊における最高の教育機関としての教育にも活用することが期待されています。

### 【山口】

この話と関係して、また実務上の経験の話からでございますけれども、自衛隊だから寄贈するとか、自衛隊の教育とか研究に役立てて欲しいとかというような希望から、条件とまではいかないけれども、そういう希望から寄贈される方も、現在も少なからずやはりおられて、過去にも、自衛隊だから、寄贈してるんだという史料も、もしかしたらあるかもしれないですね。公文書はそういうわけにいかないかもしれないですけど、いわゆる私文書、個人の方が書かれる日記とか日誌類を書かれたご遺族の方が果たして防衛研究所がなくなって、国立公文書館とか何か違うところに一元管理されるときに、その移管を認めるかどうかということはまた大きな問題になるのかなというふうに私は実感として思うところでございます。

### 【庄司】

史料の分類について、山口研究員お願いします。

## 【山口】



保存ということで史料分類は欠かせないところでございますけれども、いわゆるアーカイブズには、様々な基本原則というものがございまして、史料室では昭和 30 年代の戦史叢書編さん時から、独自に作成した史料分類によって整理しております。

この「戦史叢書」の編さん官達が作成した史料分類によって、終戦という混乱の中、個々人の献身的な努力によって奇跡的に残存し、その個人から或いはその遺族から、収集あるいは寄贈された各史料は、これまで保存されてきました。

私はこのような現在に至るまでの一連の経緯を積極的に評価したいというふうに考えております。

ただもちろん、最近寄贈された東京裁判関連の東條英機の史料群などは、「東條史料」という形で、独立の分類を設け、その他の史料についても、可能な限り、そのアーカイブズの基本原則によって同一分類で保存するようには努めておるところでございます。

## 【庄司】

ご専門のお 2 人でしょうか。

## 【菅野】

今、山口研究員からお話あったように、うちのやり方として、「戦史叢書」編さんに資するように作った分類というのがずっとありまして、それは守っているところであります。

それで、うちの史料、「大日記」や「公文備考」類を除いた、陸海軍一般史料に関する管理の仕方というのが、これは随分昔からですね、所外から色々なご批判をいただきました。

そのご批判については尤もなところもあるし、それから、今、山口研究員も言われたようにアーカイブズ学、文書館的な原則というものがありまして、例えば、出所を違う文書は一緒にしないとかですね、それから同じ出どころから出てきた史料については、その出所で、もともとこう置いていた順番とか、難しく言えば秩序ですね、それを尊重して管理していきますとか、或いはその史料というものが、もともと持っていた形ですね、原形これを損なうことなく保管していく、といったことです。そういった大きな原則はあるんですけども、私どもはどうしても「戦史叢書」編さんという事業が、まず、使命としてあったものですから、そういった文書館学的な大原則が、我が国の学会等で周知される以前の時代に、分類を行いました。

それはそれで大きな問題だと思うんですけども、実際、例えば、仮に、昭和30年代とか40年代の時期に、文書館学的な原則を私どもの先輩が承知できたとして、そういうふうにやれたかといいますと、やはり難しいのは、先ほどお話あったように、我が国で終戦前後に大量の文書焼却があったんですね。

それで、そのあと、陸軍省、海軍省、参謀本部、軍令部含めて、旧陸海軍というのが、昭和20年11月30日をもって廃止されているわけです。

そもそも、それでは、その陸軍省、海軍省、参謀本部、軍令部で、どういうふうに公文書を管理していたのか、どういうふうに例えば、分類をして、それから秩序立てて、置き場所をどこにどういうふうにしていったのか、といった具体的知識が、きちんと継承されずに、終戦の混乱を考えれば尤もなんですけども、経過してきてしまっていたということで、結局、そういった文書館学的な原則を、昭和30年代、40年代の私どもの先輩が承知できたとしても、なかなかストレートにそれを反映するということは、おそらくかなり難しかったんじゃないかと思います。

結局その代わりに、「戦史叢書」編さんに従って、編さんに役立つように分類を考へてことはあったわけなんですけども、ある意味これはこれですね、昭和30年代、40年代当時の私どもの先輩の、大げさに言えば英知みたいなものです。

また、もう少し深く考えますと、行った分類が、本当に文書館学的な原則と背馳するものなのかといいますと、例えば、戦時中の文書だけ考えましても、戦域の区分というのがあるんですね。例えば、大体何方面軍と、別の戦域の何方面軍が、異なるその文書の扱いをしていただろうということは、それは言えると思うんです。戦っていた戦域ごとに分類を異にするというのも、文書館学的に見て、そんなに間違っただ話でもないんだらうな、とそういう大まかな見通しは、つけられると思います。

#### 【齋藤】

史料室所蔵史料は、「戦史叢書」を作るという目的のために分類したということのほか、やはり先ほどありましたように史料自体が偶然、逐次に入ってきたという特性があります。要するに学術的な分類法は、もうすでにこういうふうに分けてそこに組み入れていくという手法かと思いますが、我々史料室



の場合は、異なった経緯があること、そういう中で現在のような、陸軍の場合は「大日記」と一般史料、海軍の場合は「公文備考」と一般史料と分類をしたということは、当時としては最善の状況だったと思います。

また、軍事という特殊な分野でもありますので、一般の学術的な分野では分類しきれ

ないものもあると思います。そういった中で当時としては最善の分類だったというふうには思っております。

### 【菅野】

「戦史叢書」編さんについて、日本の文書管理の大きな歴史の流れの中で、何かイレギュラーなこととして捉える方もいらっしゃるかもしれませんが、この日本の歴史史料の管理の仕方として、例えば、全国津々浦々、都道府縣市町村レベルまで目を向けますと、都道府県なり市町村なりで、それぞれの都道府県史、市町村史を編さんするということは、戦後ずっとあってですね。その時にはやっぱりそれぞれの役場の文書、それから、それぞれの土地の有力な方、民間の方からの寄贈とか寄託の史料が一緒になって、編さんされました。

その編さんが終わった後に、せっかく集めたものを、それぞれの場所で、きちんと希望する方にお見せしようということは当然あったのです。ですから、私どもの先輩方の歴史の中で、その「戦史叢書」のために史料を集めて、その後、それを見せようということではですね、例えば、アメリカとかイギリスとかの本当のアーカイブズ的なことと比較するならば、遜色があるように見えるかもしれませんが、我が国の戦後の歴史の中で、そういった史料管理のあり方が、取り立てて何か秘密的だったとか、何か抜かりがあったとか、そういうことはないと思うんです。

むしろ、本当にその時代時代で、今の我々だから批評できるのですけれども、その当時の先輩方ですね、色々なそのご苦心というのは、やっぱりその時点で、本当に最善のところを、知恵を振り絞ってやっておられたのだらうなと思います。そういった先輩方のご苦労は忘れてはならないなと考えています。

常日頃、私自身思うんですけども、私どもパソコンを介して、パソコンを利用してるから、検索等が、色々なものを特定することがパッとできますけれども、例えば、昭和 30 年代、40 年代にそうしたことはできないんですね。

1 点 1 点、本当にこの史料を当たって、1 ページ、1 ページめくって、指でめくって、こうやらなければいけなかったという、そういうご苦労があったわけですから、我々旧軍の史料を通して、旧軍の歴史を語ったり調べたりしてますけども、そのあとの史料管理の歴史というのでしょうか、これもまた忘れてはいけないと思っております。

### 【庄司】

デジタル化によって、一見容易に検索できるようになりましたが、実際、原本史料に丹念に当たる作業に比べて、見落としがある面は否定できません。同じ簿冊に、思わぬ史料を発見することもあります。最後に、菅野室長、お願いします。

**【菅野】**



今のお話と関連するんですけれども、本当に電子化を進めて、電子化のその検索を含めてですね、便利になってる部分はあるんですけれども、一方で、本当に地べたから這うように、史料を本当にまっさらな目で眺めていって、ローラー作戦のようにですね、ざっと見ていって、それでももちろんその記憶に残らない部分もあると思うんですけれども、不思議と印象深く残っているページとか、ある部分とかが記憶に残ることもあって、そういった感じでずっと何十年もやってきた方々のご苦心と言いますか、そういうものは踏まえなければいけないと思っています。

**【庄司】**

それでは時間になりましたので、本日は、ありがとうございました。

(座談会で示された意見は研究者個人の見解であり、防衛研究所や防衛省の意見を代表するものではない)